

かがわ安心飲食店認証基準の改正

【改正の趣旨】

飲食店における第三者認証制度については、国が示す「感染症予防対策に係る認証の基準(案)」を基本としつつ、それぞれの都道府県において、基準項目を設定している。この度、国において、業界の感染対策の実績や専門家の意見等を踏まえて、基準(案)の見直しが行われたことを受け、本県の認証基準について、パーティション等の設置基準やビュッフェスタイルにおける対策等について改正を行うもの。

【主な改正点】(詳細は別紙1のとおり)

- パーティション等の設置(又は座席の間隔の確保)を求める措置の例外について、少人数の家族や介助者のかほか、「日常的に接している少人数の知人等の同一グループ」を加える。
- ビュッフェスタイルにおける「使い捨て手袋の着用」を不要とする。
- その他、大皿料理の提供等に関する取扱を変更するなど、飲食店における感染対策に関し、国の基準(案)を踏まえた改正。

※改正後全文は別紙2のとおり

【適用時期】

令和5年2月6日(月)